

大規模小売店舗の交通環境影響

持続可能な地域交通を考える会 (SLTC)
2008年度 第4回 定例会資料
2008.08.09 担当：井坂

大規模小売店舗立地法（大店立地法）の適用を受ける大規模小売店舗は、近隣住民の生活環境に配慮する義務を負います（別紙参照）が、その法律にもとづき違法駐車・渋滞対策と称して無料駐車場の設置を求める指導が行われる場合があります、結果として「マイカー」利用の増大をもたらすことが危惧されます。今年、溝口駅前で営業する2店舗の説明会に参加し、情報収集とともに、同法に基づき「マイカー」利用の呼び水とならないような配慮を求める住民意見を述べてきましたので報告します。

■文教堂書店 溝ノ口本店

同店がかねてより溝口駅前で営業しており、2007年に現在の場所（旧・西村の家具）へ移転しました。今回は増床に伴い同法の適用対象となるため、3月16・17日に説明会が行われました。同店では今回、川崎市の指導により次の対策がされることとなるようです。

- 新たに無料駐車場を提供する（隣接する持田駐車場との契約）。

これを受け、同法に基づく住民意見を川崎市に宛てて提出しました（裏面参照）。この意見は現在、川崎市ホームページおよび川崎市役所、高津区役所で縦覧されています。

なお、7月末頃に増床開店し、2千円以上購入客に対する駐車場提供を開始していますが、同社の説明のとおり、1階レジに表示を掲げてはいるものの、大々的な呼びかけは行っていません。

■長崎屋 溝の口店

同店がかねてより総合スーパー（GMS）を営業していましたが、業態変更に伴い一時閉店し、「ドン・キホーテ溝の口駅前店」として新装開店予定です。今回、増床は行われないものの営業時間の拡大（朝8時～翌朝5時）が行われるため、同法に係る説明会が6月15・18日に行われました。同店では今回、自主的に次の対策がされることとなるようです。

- 無料駐車場提供台数の拡大（現行20台→拡大後は最大54台）。
- 無料駐車場提供時間帯の拡大（近隣の持田駐車場と契約し深夜時間帯も利用可能となる）。
- 自動二輪無料駐車場の提供開始（現行0台→5台、店舗脇）。
- 自転車無料駐輪場の提供開始（現行0台→28台、店舗前）。
- 店舗前駐輪場に停めきれない自転車は極力市営有料駐輪場に誘導する（無料サービス等は行わない）。

また、この拡大に対し環境影響調査（渋滞悪化、オートバイ騒音）は行われていません。

このように、両店とも誠意あるご対応をいただけたことに感謝しています。本件を会員各位にご報告するとともに、追加のご意見があれば取りまとめ、同法に基づく意見として提出したいと考えています。また、今後とも徒歩・自転車・公共交通で訪れやすい中心市街地の活性化に向けて取り組んでゆきます。

店舗開発部 佐藤様からのご回答（口頭、要約）

当店は駅前立地であり、徒歩・自転車・公共交通での来店客がほとんどと考えている。これまでクルマによる来店を呼びかけたことはないし、駐車場の要望を聞いたこともない。それは今後も変わらないと考えているが、同法適用により川崎市からの指導を受け、無料駐車場を提供する必要が生じた。近隣店舗と同様の水準で、たとえば2千円以上の購入客に対し1時間の無料サービスを行うことを考えている。今後とも広告や店頭などでクルマでの来店を呼びかける予定はなく、徒歩や公共交通での来店を案内するつもりだ。また当店は自転車での来店が多いので駐輪場を拡大する。

店舗開発本部 施設管理部 管財

百田様からのご回答（メール、抜粋）

まず、商圈についてですが、本店舗は駅前店舗であり周辺にお住まいの方、電車を利用される通勤の方を主なお客様と捉えています。深夜時間帯につきましても、遠方より車でお越しの方もいらっしゃるようですが、主なお客様は近隣にお住まいの方と考えています。尚、周辺の道路事情を考慮して、自動車で来店されるお客様については、積極的な誘導案内は行っていません。路上駐車防止の観点から、必要最小限の駐車場案内は店内掲示で行っています。

駐車場の利用につきましては、深夜営業に伴う駐車場確保として持田駐車場と契約いたしました。これも路上駐車防止の観点から、駐車場を拡大して車での来客を増やす意図ではございません。利用状況につきましては、申し訳ありませんが詳細に把握できておりません。従前と同様の駐車状況利用状況であると認識しております。

自転車駐輪場の管理につきましては、従来通り整理員を配置した上で、お客様で当店舗の駐輪場以外に停められた場合は店舗駐輪場や市営駐輪場へお停め頂くようお願いしております。

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、意見書の提出がなされましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 0 年 6 月 1 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

文教堂書店溝の口本店

川崎市高津区久本三丁目 5 番地 1 外 2 筆

2 提出された意見の概要

高津区は大気汚染測定値が全国でも最悪水準を毎日観測しているなど、大気汚染が特に深刻な地域である。マイカーに頼らず公共交通などが活用される環境配慮型の生活が定着していたものの、溝口駅前再開発に伴い休日には「マイカー」が列をなすなど、社会的要請を無視した自動車利用の増大が顕著化しているといった問題を抱えている。

文教堂書店溝の口本店増床に伴い、これまで提供していなかった無料駐車場を提供することになった。これは、自治体や政府の政策にもとづく指導に従い無料駐車場提供を行なうことは避けられそうになく、同法にもとづく指導がマイカー利用促進策として機能し、来店法の理念とは裏腹に当該指導が環境問題の原因となることが懸念される。

同店は交通至便な駅前立地であり、既存利用客は徒歩・自転車来店者がほとんどであることや、地域的な事情、社会的な環境対策の要請などを踏まえ、同店舗に行った無料駐車場を提供するように求める指導を取り消すように求めるとともに、今後の各種施策においても自動車利用を増大させないための工夫をするように求める。

3 提出された意見書の縦覧場所

川崎市役所本庁舎及び高津区役所

4 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

平成 2 0 年 6 月 1 3 日から平成 2 0 年 7 月 1 1 日までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

大規模小売店舗立地法

「便利」と「快適」が調和するまちへ

これまで大型店が開店すると、便利になる反面、交通渋滞や騒音などの問題が起こったり、周辺の地域へ影響があるとして、しばしば問題になることがありました。

これからは、その影響を受ける立場にある地域住民の皆さんの声を聴きながら、大型店に対して生活環境問題への適切な配慮を求めていくことになりました。

その法手続が、平成12年6月1日から始まった新しい「大規模小売店舗立地法」です。



市が、大型店の環境対策をチェックします。

大型店によって生じる生活環境問題を軽減するため、市が、大型店の計画を審査し、計画の修正が必要な場合には、それについて「市の意見」として通知します。

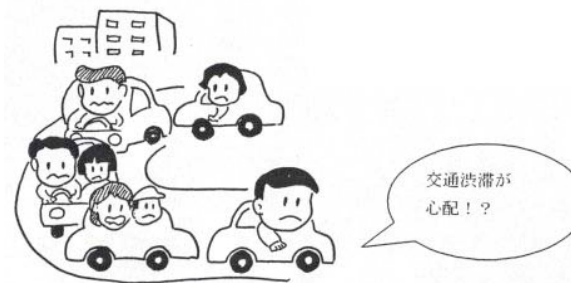
そのため、大型店が新たに開店するときや増築するとき、環境問題に関わる施設を変更するときなどは、大型店の設置者が、店舗の周辺の地域の生活環境に関する必要な事柄を、あらかじめ市に届け出ることになっています。（この法律の対象となるのは、物販部分の店舗面積が1,000平方メートル以上の大型店です。）

市民は、意見を言うことができます。

大型店の出店によって、周辺の地域や住民に「こんな影響が

ある。こんな配慮が必要だ。」といった意見がある場合には、大型店を指導する市に対して「意見書」という形で、その意見を述べることができます。

意見書は、意見のある方などなたでも提出できます。個人でも、グループや企業などの団体でもかまいません。提出された意見書は、市が大型店に計画の修正を求めるべきかどうかや、修正の内容について検討するときに参考とします。



大型店の計画について知りたいときは？

大型店の計画の届出があった場合は、川崎市の公報に掲載すると共に、掲示場に掲示します。（届出の「公告」といいます。）

なお、市の経済局ホームページへの掲載などによってもお知らせします。

また、大型店が届け出た書類を市役所などで見ることもできます。（届出書等の「縦覧」といいます。）届出書等の縦覧期間は、届出の公告日から4カ月間となっています。縦覧場所は、市役所商業観光課です。新規の届出と変更の届出の一部は、所在地の各区役所でも縦覧が可能です。

もっと詳しい計画内容を知りたい場合には、大型店の設置者が届出から2カ月以内に開く「説明会」に参加することもできます。説明会の日時や場所は、新聞に掲載するか新聞折込チラシでお知らせすることになっています。また、市の経済局ホームページへの掲載によってもお知らせします。

大型店が配慮すべき生活環境問題ってどんなこと？

駐車場待ちの車で付近の道路が渋滞するといった「交通」に関すること。

「ごみ」の運搬・処理や「リサイクル」に関すること。

大型店から発生する「騒音」や「臭い」に関すること。

大型店と「街並みづくりとの調和」、通行の利便、防犯・防災対策への協力、屋外照明等の影響に関すること などを。



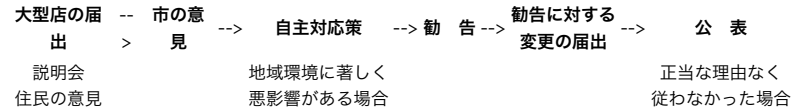
大型店がこれらの問題について配慮しなければならないことや、その基準については、法によって「指針」として定められています。

「市の意見」が通知された後は？

大型店に対して「市の意見」を伝えたときは、大型店が対応策を提出します。これが不十分で地域の生活環境に悪影響を及ぼすと考えられる場合には、市は、必要な対応を行うように大型店に対して「勧告」します。

勧告を行っても、大型店が正当な理由なく従わなかった場合には、公報に掲載するなどして、これを「公表」します。

手続の流れ



「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）は、大規模小売店舗立地法の施行と同時に廃止されました。

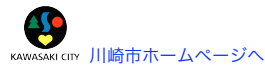
意見書を提出するときは？

この様式（A4サイズ）又は、これを参考にして意見書を作り、川崎市経済局産業振興部商業観光課まで持参するか、郵送又はファックス等で送ってください。（様式集に、MS-WORD98及びAcrobat形式のファイルもごさいます。）

なお、電子メールでの受付は原則として行っておりませんので、御了承ください。
提出できる期間は、大型店の計画が届出として受理され、公告された日から4カ月間です。
提出された意見書は、その概要を市が公告します。また、原則として、すべて縦覧されます。（ただし、この制度の趣旨に沿わないものや公序良俗に反するものを除く。）縦覧される期間は1カ月です。
表面には必ず住所・氏名を書いてください。（表面は縦覧しません。）裏面はそのまま縦覧しますので、住所・氏名は、公表してかまわないときのみ記入してください。（団体の場合は必ず記入してください。）

（問合せ） 川崎市経済局産業振興部商業観光課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
Tel(044)200-2356 / Fax(044)200-3920

県内他市町村の大規模小売店舗に関する問合せ先は次のとおりです。
横浜市・川崎市以外は、神奈川県（商工労働部商業観光流通課）
横浜市内は、横浜市（経済観光局産業立地課）



[大規模小売店舗立地法の見出しページへ](#)

大規模小売店舗立地法に基づく届出

< PDFファイルとなっておりますので、閲覧にはアクロバットリーダーが必要です。 >

新設の届出（法第5条第1項）

No.	公告日	店舗名称	縦覧期間 意見書提出期間	住民の 意見	市の 意見	届出 通知	勧 告	説明会
18-32	19.4.4	(仮称) 武蔵小杉駅前グランド地区商業施設計画	19.4.4 - 19.8.3	無	無	-	-	終了いたしました
19-12	19.6.1	(仮称) はるひ野ショッピングセンター	19.6.1 - 19.10.1	無	無	-	-	終了いたしました
19-26	19.12.12	(仮称) 万福寺2街区TMSビル	19.12.12 - 20.4.11	有	無	-	-	終了いたしました
19-29	20.2.5	文教堂書店溝の口本店	20.2.5 - 20.6.5	有	無	-	-	終了いたしました
20-3	20.4.8	(仮称) ホームズ川崎店	20.4.8 - 20.8.8	受付中				終了いたしました

名称・設置者・小売業者等の変更の届出（法第6条第1項）

No.	公告日	店舗の名称	縦覧期間 意見書提出期間	住民の意見
19- 6	19.4.20	JPR武蔵小杉ビル	19.4.20 - 19.8.20	無
19- 7	19.5.2	鈴木ビル	19.5.2 - 19.8.31	無
19- 9	19.5.14	川崎ダイスビル	19.5.14 - 19.9.14	無
19-11	19.5.28	川崎駅前共同第一ビル	19.5.28 - 19.9.28	無
19-13	19.7.4	溝口駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物	19.7.4 - 19.11.2	無
19-15	19.7.11	武蔵中原ショッピングセンター	19.7.11 - 19.11.9	無
19-17	19.7.24	西友武蔵新城店	19.7.24 - 19.11.22	無
19-18	19.8.7	鈴木ビル	19.8.7 - 19.12.7	無
19-19	19.8.7	川崎駅前共同第一ビル	19.8.7 - 19.12.7	無
19-20	19.8.21	武蔵中原ショッピングセンター	19.8.21 - 19.12.21	無
19-21	19.10.4	サミットストア中野島店	19.10.4 - 20.2.4	無
19-22	19.10.4	ベークプラザ	19.10.4 - 20.2.4	無
19-23	19.11.26	鈴木ビル	19.11.26 - 20.3.26	無

19-24	19.11.27	コジマNEW梶ヶ谷店	19.11.27 - 20.3.27	無
19-27	20.1.7	駅ビルかわさき	20.1.7 - 20.5.7	無
20-1	20.4.8	川崎駅前共同第一ビル	20.4.8 - 20.8.8	受付中
20-4	20.5.7	LAZONA川崎プラザ	20.5.7 - 20.9.5	受付中
20-8	20.7.1	パークシティ武蔵小杉プラザ	20.7.1 - 20.10.31	受付中
20-9	20.7.25	溝口駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物	20.7.25 - 20.11.25	受付中

施設配置・運営方法等の変更の届出 (法第6条第2項)

No.	公告日	店舗の名称	縦覧期間 意見書提出 期間	住 民 の 意 見	市 の 意 見	説明会
19- 2	19.4.19	宮前ショッピングセンター	19.4.19 - 19.8.19	無	無	法第6条第4項但書による軽微な変更として取り扱いますので、説明会は実施いたしません。
19- 3	19.4.17	オダキューOX読売ランド店	19.4.17 - 19.8.17	無	無	終了いたしました
19- 8	19.5.8	小田栄ショッピングセンター	19.5.8 - 19.9.7	無	無	終了いたしました
19-14	19.7.4	川崎駅前共同第一ビル	19.7.4 - 19.11.2	無	無	終了いたしました
19-16	19.7.18	武蔵中原ショッピングセンター	19.7.18 - 19.11.16	無	無	法第6条第4項但書による軽微な変更として取り扱いますので、説明会は実施いたしません。
19-25	19.11.27	コジマNEW梶ヶ谷店	19.11.27 - 20.3.27	無	無	終了いたしました
19-28	20.1.7	西友武蔵新城店	20.1.7 - 20.5.7	無	無	終了いたしました
19-32	20.3.26	（仮称）はるひ野ショッピングセンター	20.3.26 - 20.7.25	無	無	法第6条第4項但書による軽微な変更として取り扱いますので、説明会は実施いたしません。
20-2	20.4.8	川崎駅前共同第一ビル	20.4.8 - 20.8.8	受付中	無	法第6条第4項但書による軽微な変更として取り扱いますので、説明会は実施いたしません。
20-6	20.6.5	島崎ビル	20.6.5 - 20.10.3	受付中		終了いたしました

廃止の届出 (法第6条第1項)

No.	公告日	店舗の名称
19-30	20.2.25	杉田ビル
20-7	20.6.20	第3高橋屋ビル

設置者の承継の届出 (法第11条3項)

<法の規定がありませんので公告及び縦覧はいたしません>

No.	届出年月日	店舗の名称
19- 1	19.4.16	川崎駅前共同第一ビル
19- 4	19.4.16	ミナトマチプラザ
19- 5	19.4.16	ミナトマチプラザアネックス
19-10	19.5.10	川崎ダイスビル
19-31	20.2.27	宮前ショッピングセンター

既存店の変更 (法附則第5条第1項)

No.	公告日	店舗の名称	縦覧期間 意見書提出 期間	住 民 の 意 見	市 の 意 見	説明会
20-5	20.5.13	バシオス野川店	20.5.13 - 20.9.12	受付中		終了いたしました

以前の新規・廃止・承継の届出状況はこちら

以前の変更の届出状況はこちら

[平成12・13年度](#)
[平成14年度](#)
[平成15年度](#)
[平成16年度](#)
[平成17年度](#)
[平成18年度](#)
KAWASAKI CITY [川崎市ホームページへ](#)[大規模小売店舗立地法の見出しページへ](#)[大規模小売店舗立地法に基づく公告（届出以外）のページへ](#)